



CSR (企業の社会的責任) と SRI (社会的責任投資) とは

Q

グリーンファンドやエコファンド等のSRIファンドは、高いリターンが期待できると聞きました。一方、企業の不祥事、特に投資信託業界の不祥事のニュースも耳にします。

企業の経営を担う者は何に取り組み、また、投資を考える者はどのような基準で行えばよいのでしょうか。

A

本稿については二回に分け、「基本的な考え方と世界とわが国の動向」「コンプライアンス体制の構築」について、法務的な視点から具体例を紹介しながら、ご説明したいと思います。

企業は人権・労働・環境などの問題に積極的に取り組むべきで、機関投資家はCSRへの取り組み度合いにより投資先を選定しようというものです。企業の評価、格付けもインセンティブがあり、社会的責任をより多く果たしている企業に資金を回し、市場の力によって社会をよりよい方向に誘導しようという考え方が根底にあります。

■ 世界の動向

一九九九年一月、国連事務総長のアナ・コフィー氏が、世界の企業経営者に向けて「グローバル・コンパクト」への参加を呼びかけました。「グローバル・コンパクト」とは、グローバル・コンパクトとは、グローバル・コンパクトに起因する様々な課題に対処するため、スイスのダボスで開かれた世界的なフォーラムです。翌年七月、ニューヨークの国連本部で正式に発足しました。

二十一世紀の地球は、コミュニケーション技術が発達し、すべての問題は地球規模での解決を迫られることになりました。企業経営のあり方も機関投資家の投資判断基準も、変容しつつあります。その潮流の根底にある考え方が「企業の社会的責任」(CSR = Corporate Social Responsibility)、「社会的責任投資」(SRI = Socially Responsible Investment)といわれているも

「グローバル・コンパクト」は、本プロジェクトに参加する世界各国の企業に対して、人権・労働基準・環境の三分野におい

【グローバル・コンパクト9原則】

1. 国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重する。
2. 人権侵害に加担しない。
3. 組合結成の自由と団体交渉の権利を実効あるものにする。
4. あらゆる形態の強制労働を排除する。
5. 児童労働を実効的に廃止する。
6. 雇用と職業に関する差別を撤廃する。
7. 環境問題の予防的なアプローチを支持する。
8. 環境に対して一層の責任を担うためのイニシアチブをとる。
9. 環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。

で、九つの普遍的な原則を支持、実践するよう求めています。これに参加する各企業は、国際連合、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)、国連環境計画(UNEP)、国際労働機関(ILO)、国連開発計画(UNDP)、国連工業開発機構(UNIDO)、非政府組織(NGO)、労働団体など、様々な組織とパートナーシップを組み、より公平で包括的な世界市場を構築するための活動に参加することになります。

これを受け、欧米諸国ではより具体的な活動が行われています。米国では、SRIの資産残高は二兆一千八百億ドル(円換算

で約二〇〇兆円)を超える巨大市場になっています(ソーシャル・インベストメント・フォーラムの調査による)。欧州では、英国でブレア首相が年金法を改正(二〇〇〇年七月)し、英国企業年金の約九〇%を企業の社会的責任に向けた運用をするとの方針を表明しており、フランス、オランダ、スイスも「SRI報告書」という情報開示方法の統一的基準策定に取り組んでいます。

■ 日本の動向

わが国は、欧米諸国と比較し遅れているのが現状です。カリフォルニアで大規模工事を受注したにもかかわらず、ミャンマー軍政権を間接支援したとの理由で契約を破棄されたり、環境に優しいエンジン作りを標榜しながら、実は米国工場において汚染を繰り返していたり、大手電気メーカーがメキシコで妊婦を雇用昇進面で差別し、人権擁護団体から攻撃されたりと、世界市場から厳しい評価、批判を受けています。

その理由は、①政府、経営トップがコンプライアンスへの取り組みに消極的であること、②企業倫理に関する世界的潮流への無理解、③日本企業の構造的課題の不認識、④仕組み作りへの計画が不鮮明であることなどが挙げられています。しかし、近年、国際化社会に向けたコンプライアンス(法

令遵守)への関心が高まりつつあります。

- (1) わが国の商法は、二〇〇一(平成十三)年に三回、また、二〇〇二(平成十四)年、二〇〇三年にも改正が行われました。これは半世紀ぶりの抜本的改正作業であり、二〇〇五年の「新会社法」制定が最終段階と考えられています。

これらの改正の骨子は大きく四つに分けられます。①ファイナンス分野での規制緩和、②監査制度を含めた企業統治機能の強化、③IT(情報技術)に対応するための改革、④クロスボーダー取引に対応するための改革です。基本的に企業の規制を大幅に緩和するものです。それ故、コーポレイトガバナンスの観点から、適法性を監査するシステムの構築が急務となってきました。

- (2) また、企業の実務において、「企業が日々の事業活動やステイクホルダーとのインタラクションにおいて、社会的環境の視点を取り込むこと」が推奨されています。事実、経団連の「%クラブや文化財団の「企業の社会貢献賞」に留まらず、このような貢献度の高い企業株を揃えて投資を募る「社会的責任投資」(SRI)、「社会貢献投資型ファンド」(「エコファンド」)、「グリーンファンド」が出現してきました。